

全国障害者スポーツ大会陸上競技区分表(陸上競技)

障害区分			障害の解説			
肢体不自由者	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	片側および両側手部の切断者 手関節の離断を含む片側の前腕の切断者 片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害のある者 肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者 片側の肩・肘・手関節の全てに機能障害のある者	
			2	両前腕切断 片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	両側の手関節離断を含む両側の前腕の切断者 片前腕の切断および片上腕の切断者 両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
				3	両上腕切断 両上肢完全	両上腕の切断者 両側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
					下肢	4
			5	片大腿切断 片下肢完全		膝関節の離断を含む片大腿の切断者 片側の股・膝・足関節の全てに機能障害がある者
		6		両下腿切断 両下肢不完全		両側の下腿の切断者 片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
			7	両大腿切断 両下肢完全		両側の大腿の切断者 両側の股・膝・足関節の全てに機能障害がある者
		8		両下腿切断 両下肢完全	両側の下腿の切断者 両側の股・膝・足関節の全てに機能障害がある者	
			9	体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当)	
		2		車いす使用以外の脳原性麻痺	10	第6頸髄まで残存
			11		第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			12		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			13		下肢麻痺で座位バランスなし	背もたれのない座位の状態、両手の支えなく座ることができない
			14		下肢麻痺で座位バランスあり	背もたれのない座位の状態、両手の支えなく座ることができる
			15		その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
	3	脳血管性麻痺・脳外傷等	16	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			17	けって移動	両上肢の障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	
			18	片上下肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車いすを操作する者	
			19	上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者(軽度な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する)	
			20	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることをできない者	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のする上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
			22	その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な全ての者	
		4	23	電動車いす常用	四肢体幹機能障害により、日常で常に電動車いすを使用している者	
	視覚障害	24	視力0から光覚弁まで	視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する		
		25	視力手動弁から0.03まで 視野5度以内			
		26	その他の視覚障害			
	聴覚・平衡 音声・言語 そしやく機能障害	27	聴覚障害	区分しない		
	知的障害	28	知的障害	区分しない		
	内部障害	29	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない		